

昭島市児童発達支援計画（素案）

令和3年 12 月
昭島市

あきページ

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の経過	3
5	計画の基本理念	3
第2章	昭島市における児童発達支援の現状及び課題	4
1	人口の状況	4
2	子育て施策の状況	5
3	昭島市児童発達支援基本計画における取組と課題	11
第3章	計画の基本的な考え方	14
1	基本的視点	14
2	基本目標	15
3	施策の体系	16
第4章	基本的な取組と事業の展開	17
1	早期の気づきと早期対応の充実	18
2	学齢期における支援の充実	19
3	関係機関との連携体制の構築	21
4	保護者への支援体制の整備と充実	24
5	要配慮児童を取り巻く環境の整備	26
第5章	計画の推進と進行管理	28
1	計画推進の考え方	28
2	計画の進行管理	28

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

○ 国の動き

障害児に関する支援については、平成24年4月に改正された児童福祉法などにより、障害種別に分かれていた施設・事業体系が一元化されるとともに、障害児通所支援の実施主体が市町村へと移行しました。

発達障害のある人の支援については、平成17年4月に施行された発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進を図ることとしています。同法は、発達障害の早期発見と発達支援の提供に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある児童・生徒への支援や発達障害のある人の就労の支援、発達障害者支援センターの指定などについて定めています。

平成26年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」の一部が改正されました。この中では、新たに、「障害児支援体制の整備」が個別施策分野として位置づけられています。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法第7条では、行政機関等は、その事務又は事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしなければならないとされています。

平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、発達障害の定義と発達障害への理解の促進、発達障害者の生活全般にわたる支援の促進、発達障害者の支援に係る部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備などが明記されています。

○ 都の動き

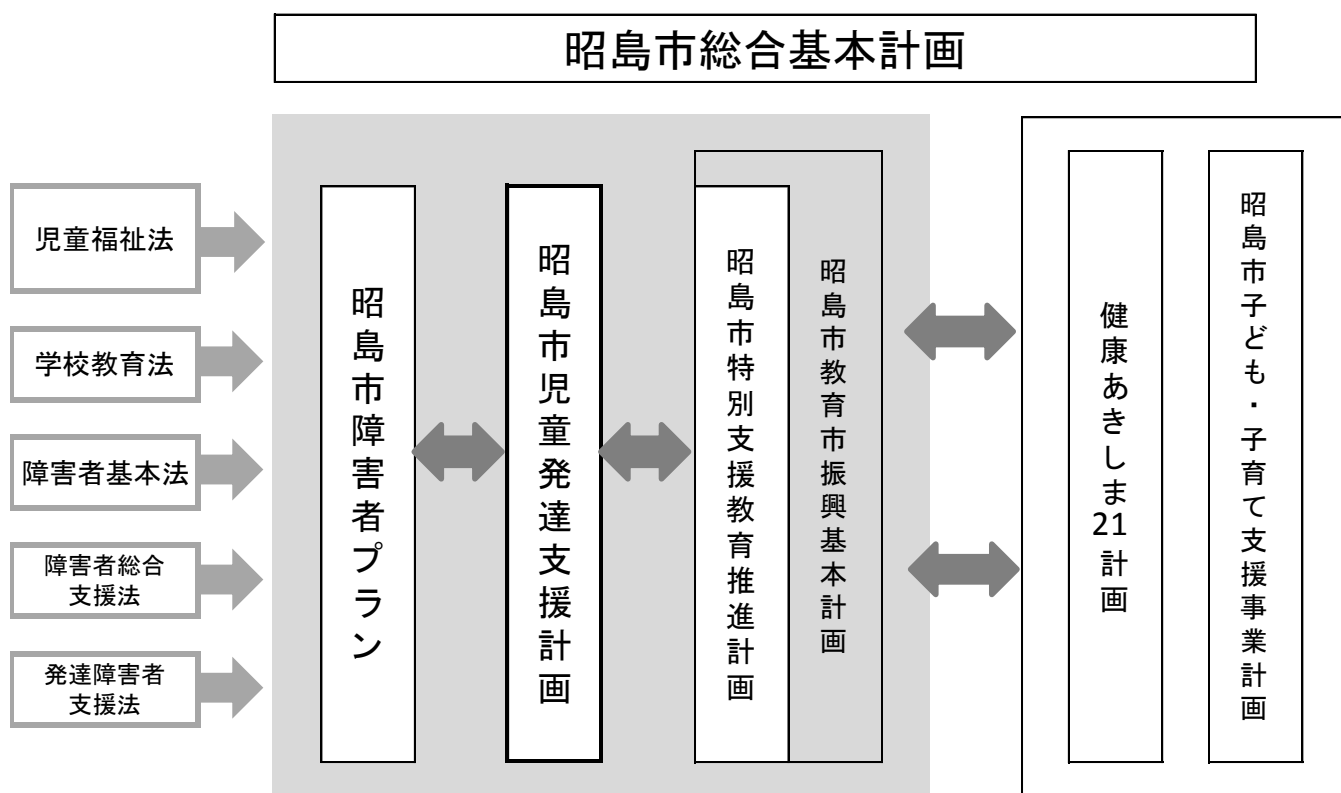
東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念は「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成」としています。障害者の社会貢献とは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現しています。

この計画では、共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実のための方向性として、小学校、中学校及び都立高校などにおける特別支援教育の充実が掲げられ、小学校、中学校及び都立高校などに在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図るとしています。

2 計画の位置づけ

○「昭島市児童発達支援計画」は、発達障害者支援法及び児童福祉法に基づき、「昭島市総合基本計画」の方向性を踏まえ、「昭島市障害者プラン」「昭島市特別支援教育推進計画」その他の関連計画と整合を図りつつ、対象を特別な配慮が必要と思われる0～18歳未満の児童（以下「要配慮児童」という。）とし、発達支援に係る分野について支援体制の確立を図るための計画とします。

○市では、「昭島市総合基本計画」で、市民の健康と福祉に関する施策や障害者福祉の基本的方向性を定めています。また、「昭島市総合基本計画」の分野別計画として、障害者基本法及び障害者総合支援法の規定に基づく「昭島市障害者プラン」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を展開しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間です。国内外の社会情勢の変化や国の制度などの改正により、必要に応じて事業などの見直しを行うものとします。

4 計画策定の経過

市では、平成 27 年 3 月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」及び平成 28 年 3 月に策定した「(仮称) 昭島市児童発達支援センター詳細計画」に基づき、児童の発達支援に関する事業を実施しています。

令和 2 年 1 月に民設民営により児童発達支援センターが開設し、同年 3 月に、アキシマエンス内に教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」が開設しました。

令和 2 年度からは、「親子発達支援事業」「要配慮児童一時預かり事業」を実施し、教育委員会と連携して作成した「昭島市子育てサポートファイル」の運用を開始しました。

このような中で、昭島市児童発達支援基本計画策定から 5 年が経過していることから、「昭島市児童発達支援基本計画」と「(仮称) 昭島市児童発達支援センター詳細計画」を統合し、現状に即した内容になるよう見直しをしていくことを目的に「昭島市児童発達支援計画」を策定します。

5 計画の基本理念

市の障害者（児）施策推進の基本的指針を定めた「昭島市障害者プラン」では、基本理念として「ともに支え合い地域で安心して暮らせるあきしま」を掲げており、また、「昭島市子ども・子育て支援事業計画」では、「すべての子どもが輝き、未来を創るまち昭島」を基本理念としています。

本計画では、基本理念を以下のように定め、要配慮児童が社会で自立できるよう、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、各ライフステージと個のニーズ（児童の特性）に応じた、適切で継続したサービスの提供を図るための計画とします。

【 基 本 理 念 】

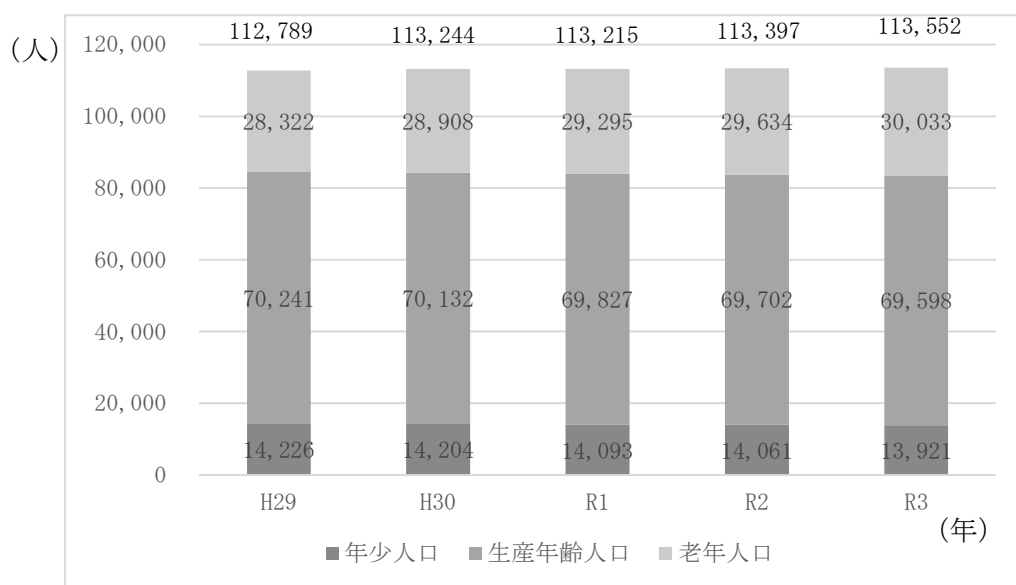
要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する

第2章 昭島市における児童発達支援の現状及び課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

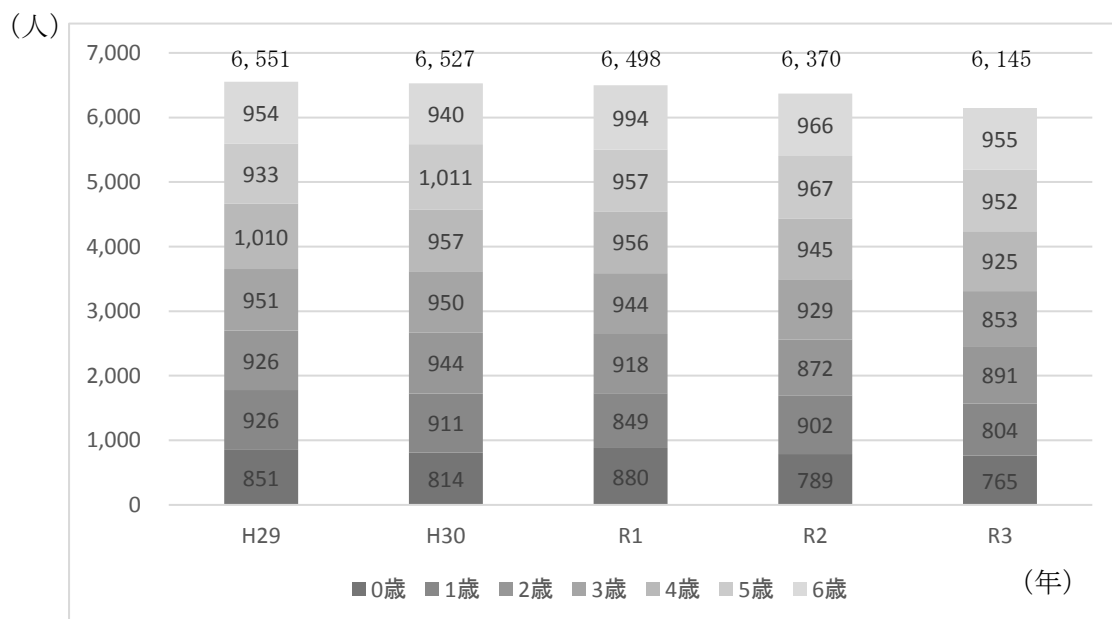
本市の人口は、小さな増減を繰り返しながら近年は微増傾向にあり、令和3年1月1日現在の総人口は113,552人となっています。年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）はともに年々減少し、老年人口（高齢者人口、65歳以上）が年々増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。



資料：昭島市市民課

(2) 乳幼児人口の推移

各年の4月1日現在の0歳～6歳の児童数は次のようになります。近年微減傾向にあり少子化が進行していますが、各年齢の割合に大きな差異はありません。

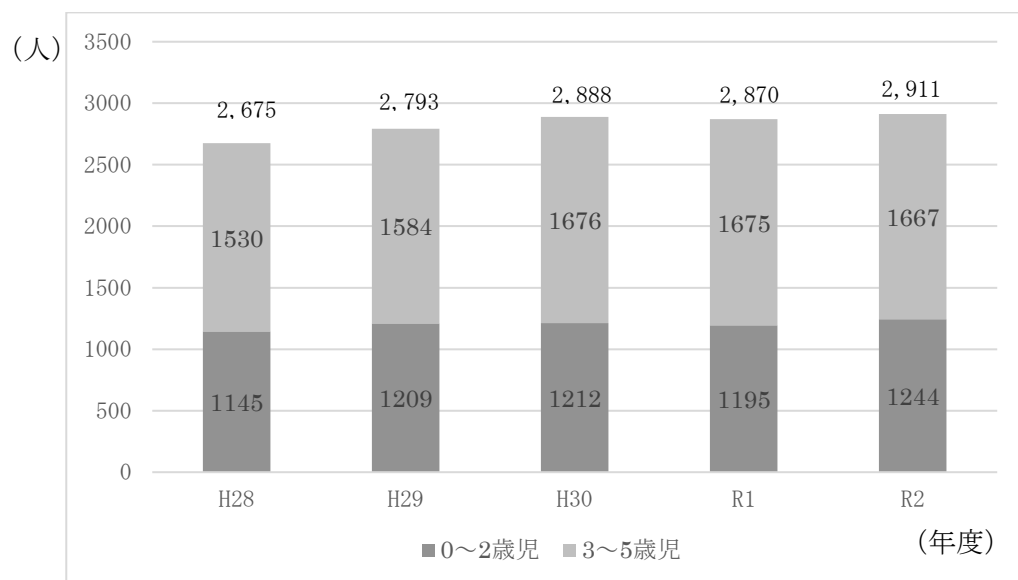


資料：昭島市市民課

2 子育て施策の状況

(1) 保育所・認定子ども園の入所児童数

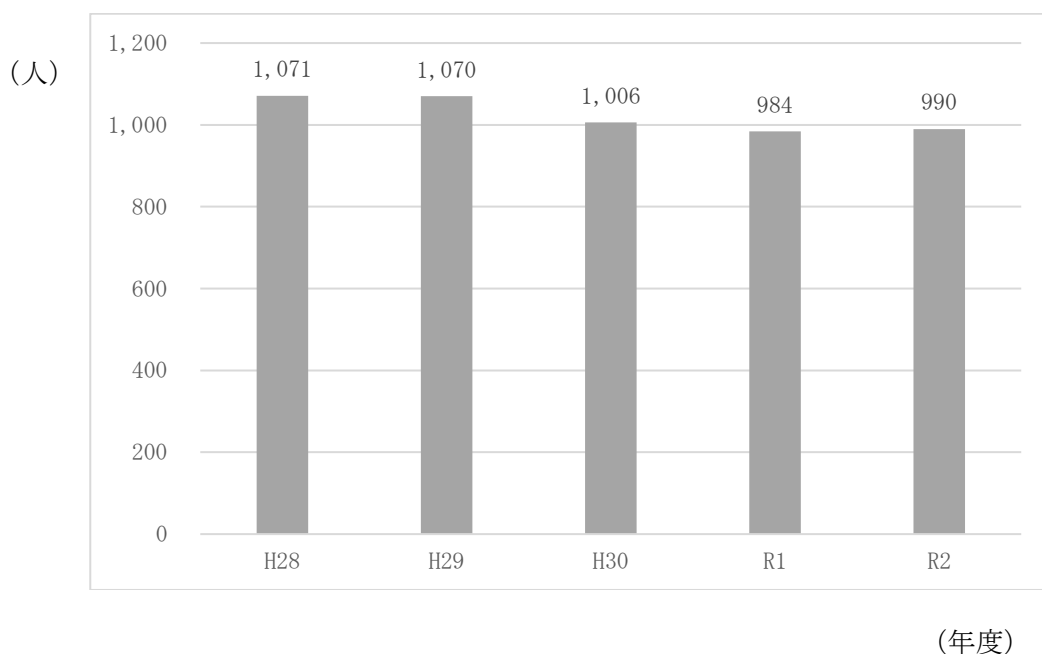
各年度の保育所と認定子ども園の入所児童数（認定子ども園に関しては2号、3号認定：子どもが未就学児で保育を必要とする）は次のようになります。微減となった年度もあるものの、施設整備に伴い増加傾向にあります。



資料：昭島市子ども
子育て支援課

(2) 幼稚園・認定子ども園の入園児童数

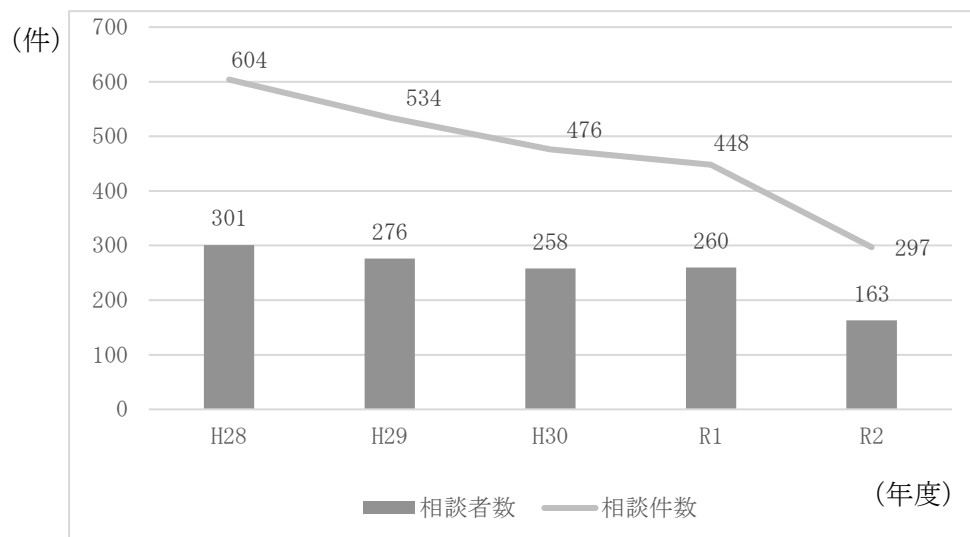
各年度の幼稚園と認定子ども園の入園児童数（認定子ども園に関しては1号認定：子どもが満3歳以上で保育を必要としない）は次のようになります。入園児童数は令和元年度までは減少傾向にありましたが、令和2年度では増加に転じています。



資料：昭島市子ども
子育て支援課

（３）３歳児経過観察心理指導実施状況

子育て世代包括支援センターにおいて、３歳児健康診査の心理面で要経過観察とされた児童の保護者に適正な指導を行うことで児童の健全な育成を期することを目的に３歳児経過観察心理指導を実施しています。近年は早期の気づきや早期の対応により３歳児健康診査前に療育や相談機関につながっているケースが増えています。



資料：昭島市健康課

（４）障害相談件数・未就学児に関する発達相談件数

○子ども家庭支援センターは、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口です。障害に関する相談件数は以下のとおりです。平成30年度をピークに減少傾向にあります。

(件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談区分					
障害相談件数	20	23	25	17	10

○教育・発達総合相談における未就学児に関する発達相談の状況は以下のとおりです。相談内容に関しては、「発育に関すること」が438件で全体の約70%、「しつけ・育て方」が124件で全体の約20%となっています。

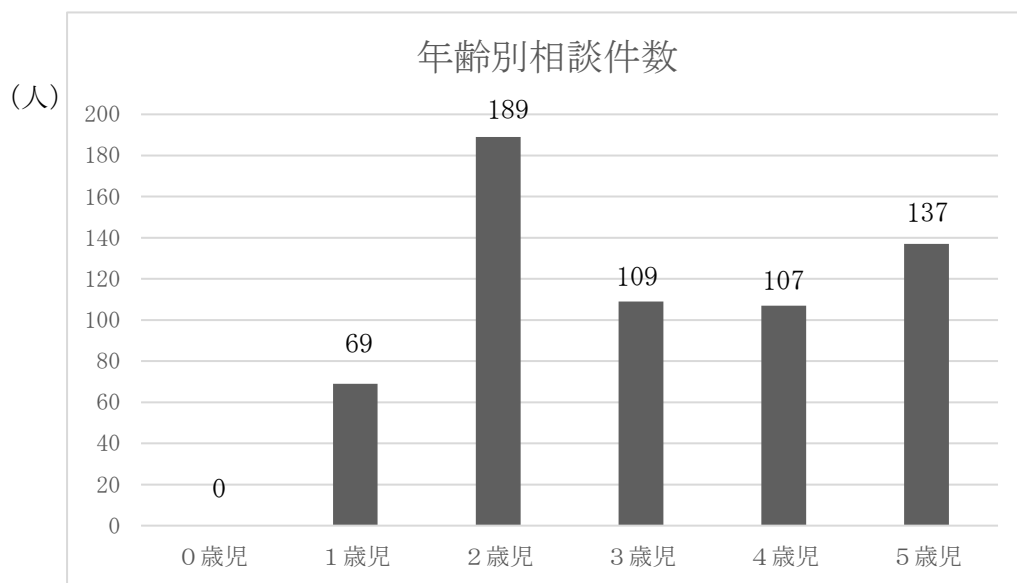
(件)

令和2年度 延べ相談件数	相談内容（内訳）						
	発育に関すること	しつけ・育て方	家族関係	かん黙	発達障害	学校選択	相談の問合せ
611	438	124	13	13	13	3	7

- ・令和２年度の未就学児に関する発達相談ケースの実数は 104 件で、その相談の経路については以下のとおりです。子育て世代包括支援センターからの紹介が 27 件で約 25% となり、最も多くなっています。

相談経路(全 104 件)	
チラシをみて	17
H P をみて	22
幼稚園や保育所などからの紹介	15
病院からの紹介	5
友人・知人からの紹介	6
子育て世代包括支援センターからの紹介	27
子ども家庭支援センターからの紹介	2
特別支援教育係との連携	2
子育てひろばからの紹介	2
その他の機関などからの紹介	2
不明	4

- ・未就学児に関する発達相談は延べ 611 件で、年齢別で見ると 2 歳児が多く次いで小学校入学前の 5 歳児が多くなっています。各年齢において男児の割合が多い傾向にあります。



(5) 巡回相談件数

子ども育成課では、特別な支援が必要と思われる児童に適切な対応を行えるよう、教育・保育施設からの要望に基づき、公認心理師・臨床心理士などが施設を巡回し、対応についての助言を行っています。

利用を希望する施設数は増加していますが、相談件数は減少しています。

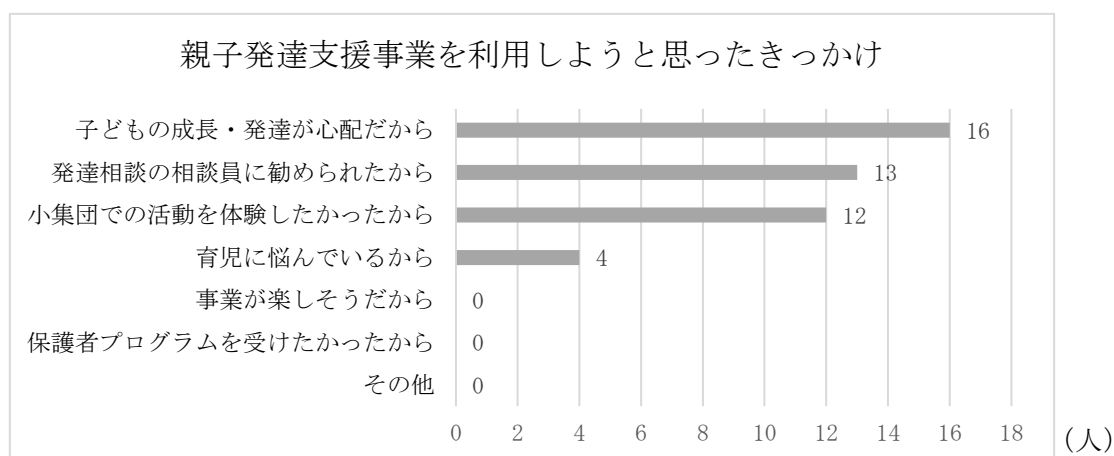
※学童クラブの巡回相談については、市内の全ての学童クラブに、年3回巡回相談を実施しています。

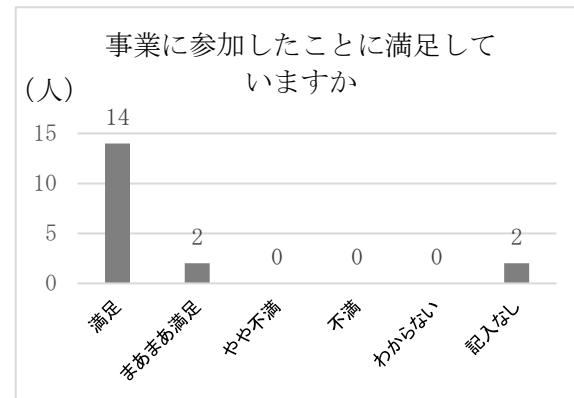
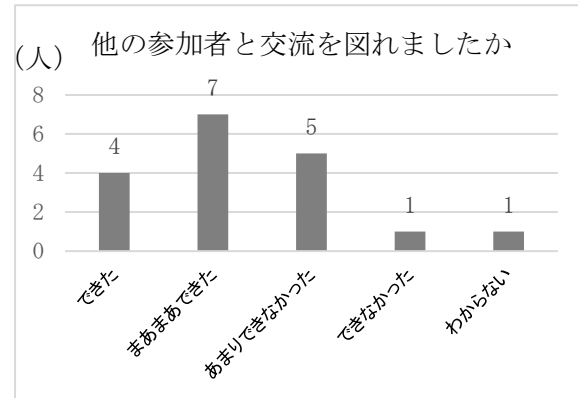
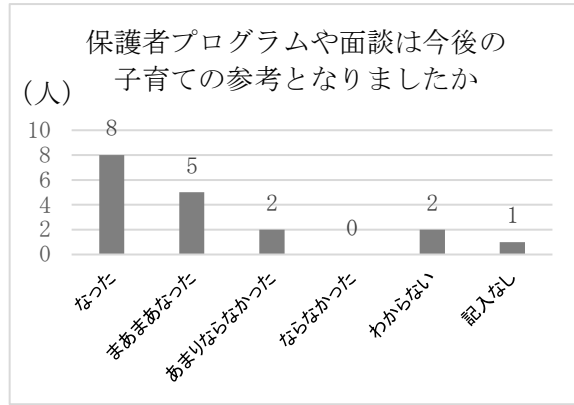
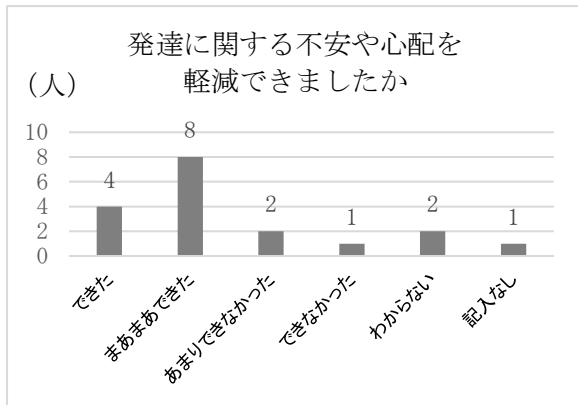
	延べ利用施設数						延べ相談件数					
	私立 保育所	公立 保育所	私立 幼稚園	認定 こども 園	地域型 保育 施設	合計	私立保 育所	公立 保育所	私立 幼稚園	認定 こども 園	地域型 保育 施設	合計
H28	43	5	4	2	2	56	312	68	28	13	3	424
H29	48		4	3	2	57	417		29	34	6	486
H30	49		5	2	2	58	388		19	14	4	425
R1	52		5	3	2	62	373		19	9	3	404
R2	57		5	3	2	67	321		20	17	10	368

(6) 親子発達支援事業

親子発達支援事業は、教育・発達総合相談で相談を受けた、発達に不安や心配のある乳幼児とその家族を対象に、小グループでの活動や遊びを通じて児童の心身の発達を促すとともに、保護者に対して、児童の特性や関わり方のアドバイスをを行う事業です。令和2年7月より実施しており、延べ306組の親子の参加がありました。

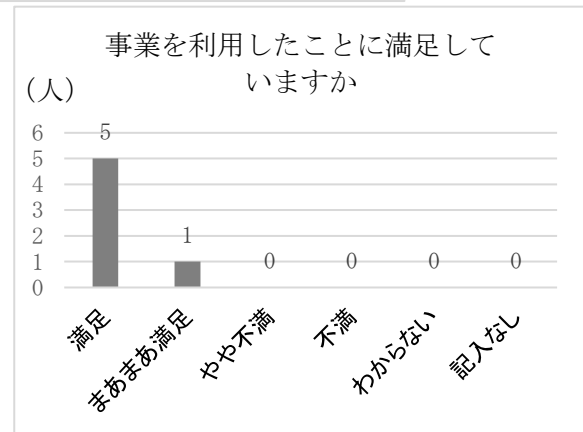
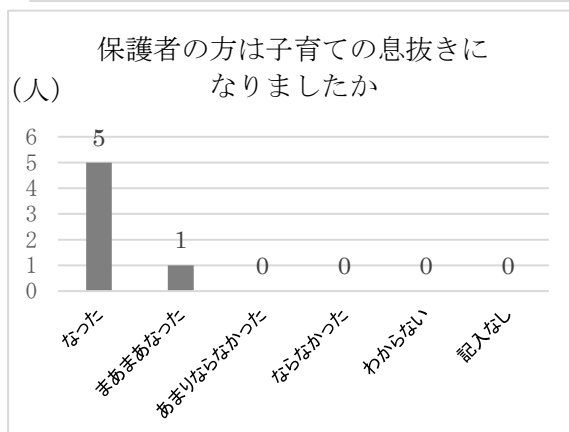
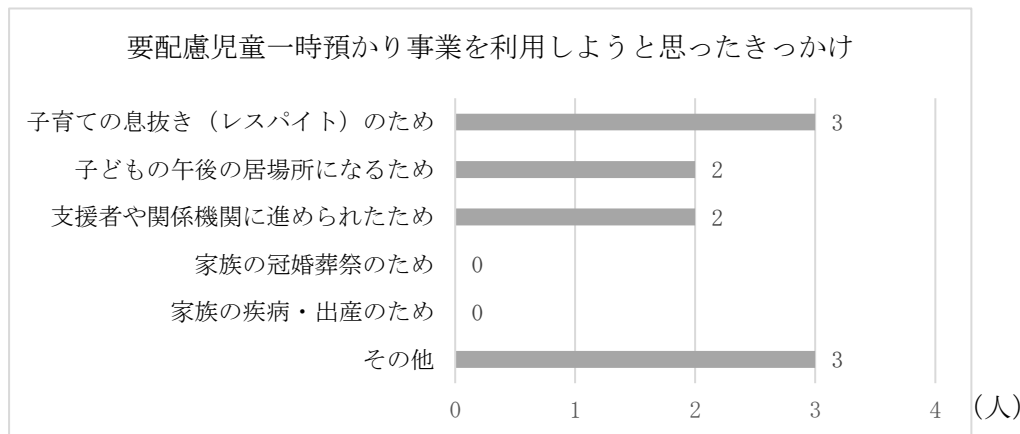
事業に関するアンケート調査の結果は以下のとおりです。発達に関する不安や心配を軽減するなど、事業の実施について概ね満足が得られています。





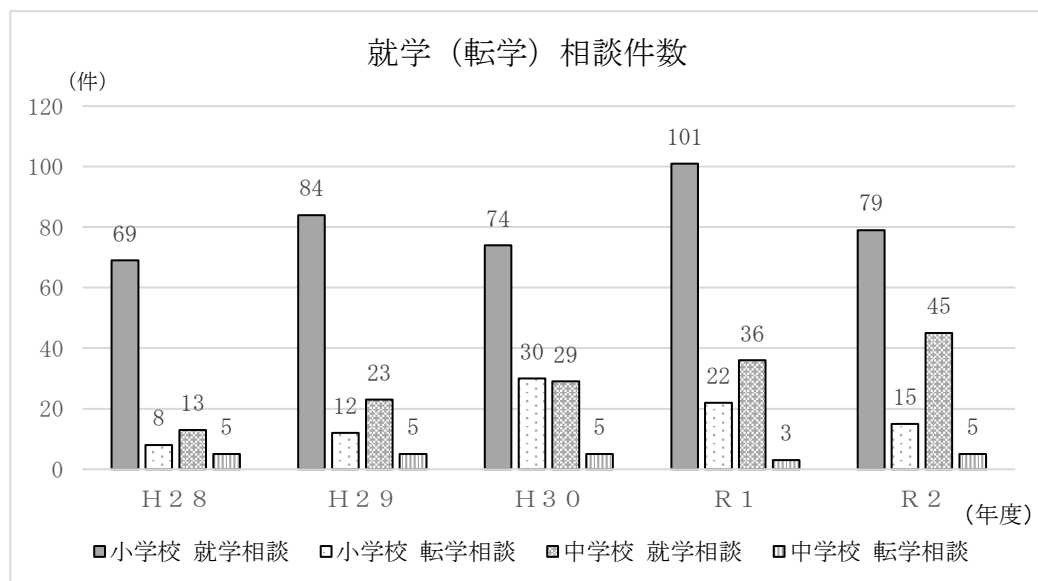
(7) 要配慮児童一時預かり事業

要配慮児童一時預かり事業は、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童の保護者が病気、出産又は育児に疲れた時など、一時的に児童を預かる事業です。令和2年10月より実施しており、初年度は述べ62名の利用がありました。以下は、事業に関するアンケート調査の結果です。事業の実施について概ね満足が得られています。



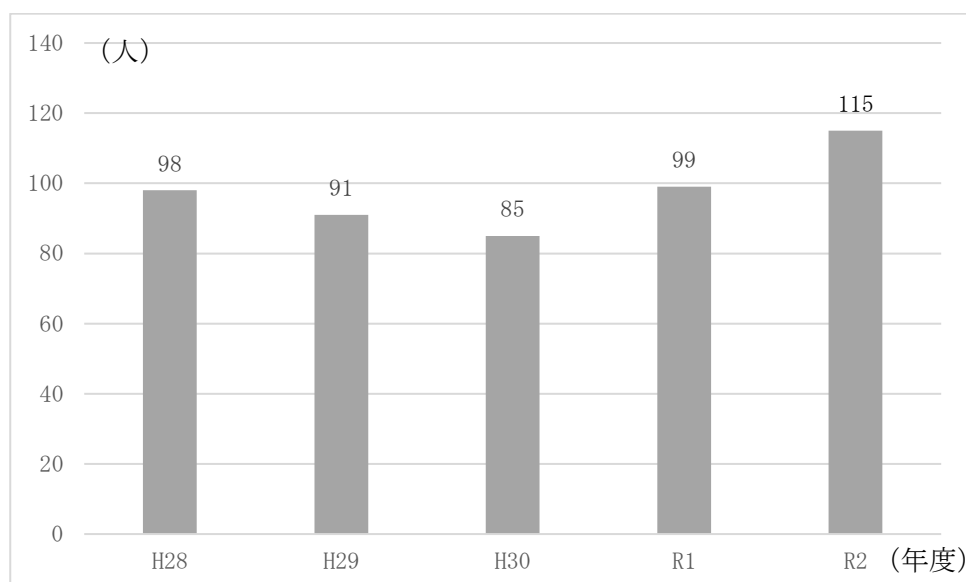
（８）就学相談・転学相談

就学相談・転学相談については、相談員が保護者の希望に寄り添い、児童・生徒の特性に応じた支援が受けられるよう相談を行っており、中学校の就学相談件数は増加傾向にあります。



（９）就学支援シートの提出数

幼稚園・認定子ども園・保育所などでの児童の様子や進めてきた指導など、また家庭での様子などについて、在籍する施設と保護者が支援シートを用いて、小学校に引継ぎを行っています。小学校では支援シートに書かれた内容に基づき、入学時の指導や入学後の相談活動などに活用し、保護者とのスムーズな連携を図っており、提出数は増加傾向にあります。



3 昭島市児童発達支援基本計画における取組と課題

平成 27 年 3 月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」では、「早期発見・早期対応の充実」「学齢期における支援」「関係機関との連携体制の構築」「保護者への支援も含めた支援体制の整備」「要配慮児童を取り巻く環境の整備」の 5 つの支援の方針を定めました。それぞれの主な取組と課題は次のとおりです。

早期発見・早期対応の充実

【主な取組】

- ・子育て世代包括支援センターにおける乳幼児健康診査の結果、要経過観察と判断された児童について、月 1 回小児科専門医により健康診査を実施しています。
- ・子育て世代包括支援センターにおける児童の発達に関する相談については、相談者の同意を得て教育・発達総合相談での相談につなぎ、公認心理師・臨床心理士などによる、継続的な相談対応や所属機関での行動観察、親子発達支援事業の利用支援などを実施しています。
- ・1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査で言葉の遅れや行動面の発達に課題があると思われる児童のフォローは、健康課との連携を図りつつ、場合によっては保護者の同意を得て教育・発達総合相談での相談につなぎ、公認心理師・臨床心理士などによる継続的な相談を行うなどの対応を図っています。
- ・教育・保育施設においては、集団で過ごす中で幼稚園教諭や保育士などが子どもの発達に関する課題や障害に気づく場合もあり、保護者に寄り添い共に成長を見守り信頼関係を育む中で、発達の様子を伝えています。
- ・令和 2 年 3 月に開設した教育・発達総合相談において、公認心理師・臨床心理士などが未就学児の発達に関する相談を受けており、相談から親子発達支援事業を利用し、その後医療や児童発達支援へつながったケースがあります。
- ・親子発達支援事業については、子どもの成長を感じることができ、発達に関する不安や心配を軽減できたとの意見がありました。児童発達支援の利用に移行する場合は、保護者の同意を得て引継ぎを実施しています。

【課題】

- ・発達に関する小児科専門医への受診は増加傾向にあり、適切な時期に受診できない状況があります。
- ・健康課における小児科専門医の説明内容について、保護者の受け止め方を確認し、保護者の納得が得られない場合や不安が強い場合は、より丁寧な支援が必要です。
- ・法定健診は 3 歳児健康診査までであり、これ以降に発達に関する課題が表出する児童に対して、就学までの間、発達・発育の状況を確認する体制についても検討する必要があります。
- ・早期対応につながるよう、保護者が子どもの言葉や発達の遅れなどに気づき、身近な機関に相談するなどその子どもに適した環境を理解し、安心して早期の療育を利用することができるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

学齢期における支援

【主な取組】

- ・市では、平成 30 年 2 月に「第 2 次昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、児童・生徒一人一人の発達特性や障害の状況などに応じた教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブシステムの構築を図っています。
- ・平成 30 年度より清泉中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級（清泉学級）を、令和元年度より富士見丘小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級（さくら学級）を設置しました。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの間に、市内の市立小学校全校（13 校）に、特別支援教室を開室し、拠点校 4 校と巡回校 9 校を設置して巡回指導体制を構築しています。さらに、令和 3 年度より市内の市立中学校全校（6 校）に特別支援教室を開室し、拠点校 1 校と巡回校 5 校を設置して巡回指導体制を構築しています。
- ・放課後においては、市内の市立小学校全校（13 校）に 22 か所の学童クラブを設置し、各クラブ 4 名までの要配慮児童の受け入れ態勢を確保しています。要配慮児童 2 名につき 1 名の職員を加員配置し、発達障害への理解を得るために研修を実施しています。

【課題】

- ・学齢期において、学校や学童クラブで児童の困り感にはじめて気づくことがあり、発達障害などの社会的認知は進みつつありますが、さらなる理解を促すため啓発や研修の取組が必要です。

関係機関との連携体制の構築

【主な取組】

- ・要配慮児童への支援では、子どものライフステージに応じ保健、医療、福祉、教育、就労などの多様な機関の協力が求められ、各機関での支援の成果や情報を保護者の了承のもと、他の機関に引き継ぎ、総合的な支援に結びつけることが課題となっています。その為のツールとして、教育委員会と連携して「昭島市子育てサポートファイル」を作成しました。
- ・支援の情報が途切れないよう、発達相談で関わった公認心理師・臨床心理士などが就学相談を受け持っています。

【課題】

- ・多様なケースに適切に対応するため、専門的かつ必要な支援が途切れないように、個々の児童に応じた個別的で継続的な支援に取り組んでいく必要があります。
- ・「昭島市子育てサポートファイル」のさらなる周知と活用の仕組み作りが必要です。
- ・就学前後の支援情報の引継ぎのため、「就学支援シート」のさらなる有効活用を図っていくことも重要です。

保護者への支援も含めた支援体制の整備

【主な取組】

- ・発達に関する相談については、保護者とともに児童にとって適切で必要な支援が受けられるよう各部署で相談業務を進めています。
- ・令和 2 年 3 月に、アキシマエンス内に教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」が開設しました。0 歳から 18 歳までの児童・生徒の教育や発達の悩みや心配ごとについて、

本人・保護者からの相談を受けています。

- ・子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関する相談に応じ、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を目指しています。
- ・要配慮児童一時預かり事業については、きょうだいの用事や保護者のリフレッシュのために子どもを安心して預けることができ、利用者の事業に対する満足度は高くなっています。
- ・親子発達支援事業については、保護者学習会で要配慮児童の発達について学び、同じような悩みを持つ保護者とのかかわりを持つことで、発達に関する不安や心配を軽減できるとの意見がありました。

【課題】

- ・発達に関する相談については、引き続き、関係機関との連携を深めた総合的な対応に努め、継続した支援体制のさらなる充実が必要です。
- ・養育者にとって何らかの育てにくさのある子どもは虐待に至るおそれがあるため、要配慮児童に関する相談については、多角的な視点での対応が必要であり、引き続き連携体制の構築が必要です。
- ・保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、生活上の助言や保護者相互の交流などによる支援体制をさらに整備する必要があります。
- ・要配慮児童一時預かり事業の時間帯や利用枠の拡大への要望があります。

要配慮児童を取り巻く環境の整備

【主な取組】

- ・市が実施する巡回相談事業では、市内の教育・保育施設からの要望に応じて、幼稚園教諭・保育士から在園児の発達に関する相談に対し、公認心理師・臨床心理士などの専門的な知識のある相談員がその対応を検討し助言することにより、児童に適切な対応を行えるよう支援しています。
- ・令和2年1月に民設民営により児童発達支援センターが開設しました。
- ・児童発達支援事業、放課後等デイサービスについては、利用者数の増加が続いており、事業所数も増加しています。
- ・保育所等訪問支援については、サービス利用のニーズは高まっているものの、市内で実施している事業所が1ヶ所のみ（令和2年11月1日現在）であり、近隣市においても事業所の数が少ない状況です。
- ・発達障害などの社会的認知が広まっている状況の中、自分の子どもが発達障害ではないかと不安が大きくなり、適切に子どもの発達を把握したり、理解することができない保護者からの相談があります。一方で、要配慮児童への対応方法についての情報不足や、周囲の理解が浅いことによる育児に対する負担感に関する相談もあります。

【課題】

- ・教育・保育施設が他機関と連携することが必要なケースが増えており、3歳児健康診査、就学相談などに適切につながる仕組みを考えていく必要があります。
- ・発達障害については、地域の関係機関やコミュニティにおける支援体制の確立が課題となっています。児童の育成にかかわる機関や事業所などへの支援など、児童発達支援センターを中心に、支援体制の整備をし、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があります。
- ・保育所等訪問支援を効果的に活用し、教育・保育施設への理解と支援を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

本計画の推進に当たっては、基本理念である「要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する」に基づき、次の4つを基本的視点とします。

基本的生活習慣の構築

人が社会生活を営んでいくためには、自らがものごとを選択・決定し、取り組むことが大切であり、その基礎となる食事・排せつ・衛生・衣服の着脱、整理整頓などに関する生活習慣の構築が必要です。個々の成長・発達に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう、適切な支援に努めます。

要配慮児童の自立に向けた環境整備

要配慮児童の自立に向けては、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり児童福祉法を根底とし、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されるよう、個々の自立への道筋を明確にするとともに、その特性に配慮した、継続的・長期的支援を行い、地域の一員として自立できる環境整備に努めます。

社会への信頼感を育てる

地域の一員として自立していくためには、自分がまわりに受け止められている安心感や、人への信頼感が必要です。社会への信頼感を育てるため、特性や年齢に即した方法で情緒面の発達を促し、人と関わる力の基礎を培います。

個の理解を深める

発達障害に関する知識は、近年、様々な場所で周知されるようになり、意識の高まりが見受けられます。しかし偏った知識や決め付けにより、要配慮児童やその保護者、子どもを取り巻く人たちが悩み混乱することも散見されます。

発達障害と診断を受けている児童であっても、その様子や困り感は一人一人違い、個人を取り巻く環境も様々です。子どもの発達はその子どもが生得的に持つ能力という個の要因と、子どもを取り巻く環境の要因が複雑に絡み合っていると考えられ、身体的な疾患の治療とは異なり、個に合わせたオーダーメイドの支援が重要となります。障害の有無や診断名のみに囚われず、子どもの困りごとに寄り添い、自尊心や自分らしさを前向きに持てるよう、要配慮児童一人一人の理解に努め、保護者や支援者、地域住民の子どもの発達に対する理解の醸成に努めます。

2 基本目標

1 早期の気づきと早期対応の充実

- 児童における発達障害その他の要配慮状態に早期に気づき、適切な療育・支援に結びつけます。
- 早期から支援を行うことで、要配慮児童の抱える生活上の困難を軽減し、将来において不登校や引きこもり、社会生活への不適応などの二次的な障害に陥るリスクを軽減します。
- 早期対応につなげるため、教育・保育施設などの関係機関と連携し、関係機関による多角的なアセスメント及び方針を共有し、「気づき」を保護者へ働きかけるように努めます。

2 学齢期における支援の充実

- 小学校就学前後の支援情報の引継ぎについて、支援の継続性を確保できる体制の充実を図ります。
- 学齢期において、はじめて発達障害が疑われる児童・生徒に対する支援体制の充実を図ります。
- 要配慮児童に対する個々の特性にあった支援を推進するため、教職員の指導力の向上と、特別支援教育コーディネーターの専門性を向上します。
- 学校生活支援シートを通して保護者に対する継続した相談体制の構築と、要配慮児童の中学校卒業後における自らの生活や進路に関する希望を踏まえた、高等学校への進学・就労へ向けた支援の充実を図ります。
- 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を踏まえ、昭島市教育委員会における特別支援教育体制の整備を進めます。

3 関係機関との連携体制の構築

- 保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築し、要配慮児童に対し、ライフステージを通じた途切れのない支援を行います。
- ライフステージの変化に応じて、これまでに蓄積された支援情報が途切れることなく確実に引き継がれるように、適切なコーディネートを行います。

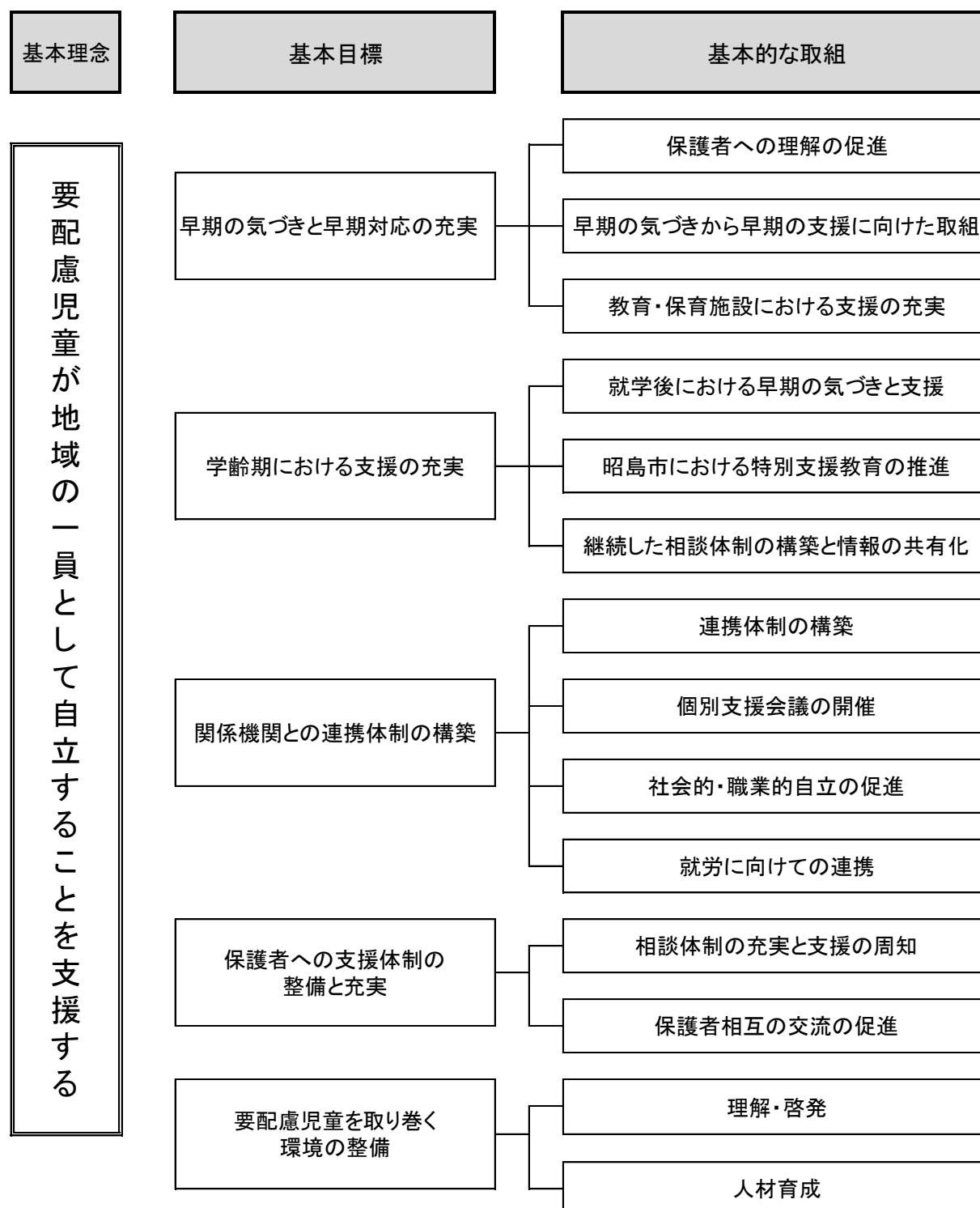
4 保護者への支援体制の整備と充実

- 保護者の我が子の育ちについての将来への不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、成長していく姿を思い描けるような助言や生活上の助言、保護者相互の交流などによる支援体制の整備を図ります。
- 年々増加する保護者からの相談に適切に対応し、子どもの障害などに関する保護者の認知や理解について働きかけることで、必要な支援につなげることができるよう相談から療育に至る継続した支援体制を整備します。

5 要配慮児童を取り巻く環境の整備

- 要配慮児童や発達障害などに対する地域の理解を促進し、支援のための人材育成に努めるとともに、教育・保育施設などの関係機関との連携を強化し、地域で支えるための基盤の整備、充実を図ります。
- 要配慮児童の支援においては、関係機関相互がそれぞれの役割を十分に理解し、連携して責務を遂行することができるように、よりよい地域連携づくりを進めます。
- 人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、要配慮児童とその保護者を取り巻く環境の整備に努めます。

3 施策の体系



第4章 基本的な取組と事業の展開

1 早期の気づきと早期対応の充実

保護者への理解の促進

○様々な機会を捉えた情報の提供により、発達障害などへの理解を図ることで、要配慮状態への「気づき」を乳幼児期の子どもの保護者に対し働きかけ、支援に結びつけます。

事業	内容	関係課
発達障害などに関する啓発事業	動画配信、パンフレット、広報、SNSなど、様々な媒体を通じ、発達障害などに関する知識を広めます。	子ども育成課
地域支援 (子育てひろば)	児童の発達の特性について多様な考え方をもち、評価的、短絡的な見方をせず、発達に関する知識を広めるとともに、発達について気になることがある場合に、早期に相談につながるよう、公認心理師・臨床心理士などがひろばに赴き啓発を行います。	子ども育成課

早期の気づきから早期の支援に向けた取組

○母子保健、児童福祉、障害福祉などの行政機関や、医療機関、療育機関、教育・保育施設などが連携を図り、発達障害などに起因する要配慮状態に早期に気づき、早期支援に確実につなげるための総合的な体制の構築を図ります。

○障害があるとの明確な診断ができない場合や、保護者や機関が児童に対する支援が必要なことに気づかずに対応できていないケースなどに対し、「気になる」という段階から、きめ細やかな相談支援に努めます。

事業	内容	関係課
未熟児及び医療的ケア児への支援	未熟児や医療的ケアが必要な乳幼児に対し、自宅での生活を送るにあたり、必要な地域支援体制の整備と連携を行います。	健康課
新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児(生後50日に達する日まで)を対象として、実施医療機関などで行なわれる検査費用の一部を助成します。	健康課
乳幼児健康診査事業	3～4か月児健康診査、6～7か月・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査事業を実施し、疾病の早期発見・療育に結びつけるとともに、乳幼児の健全育成、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康課

乳幼児経過観察 健康診査事業	一般健診の結果、要経過観察と判断された乳幼児について、定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めます。	健康課
乳幼児発達健康 診査事業	乳幼児健康診査などの結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞・発達障害などが疑われる乳幼児に対して、小児神経学の専門医が、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見・早期療育を図ります。	健康課
経過観察心理相 談	健康診査事業などから、乳幼児の心理面や発達の相談、日常生活習慣などの相談を実施し、必要な場合、乳幼児発達健康診査につないでいます。	健康課
グループ支援	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査で発達の相談があった親子に対して、小集団で発達を促す遊びの経験を与え経過を観察します。また保護者と乳幼児の発達課題の共有をはかりながら、保護者の不安への支援も同時に行います。	健康課
地域子育てひろ ば拠点事業	身近な地域に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、育児相談を行う場を設置し、児童の健やかな育成及び子育て世帯の福祉の向上を図ります。	子ども子育て支 援課
総合相談	子ども家庭支援センターが実施する総合相談内で、子どもの発達に関する課題があると思われる場合に、保護者の気づきを促すと共に適切な相談先と連携します。	子ども育成課

教育・保育施設における支援の充実

- 教育・保育施設など児童の集団生活に携わる機関が、保護者に対し子どもについての理解を深め合うことや、保護者の抱えてきた悩みや不安などに耳を傾け、支えることで、子どもの育ちを共に喜び合う関係を構築し、要配慮状態への「気づき」を保護者へ働きかけ、早期の相談と安心につながるよう支援します。
- 教育・保育施設と保護者及び関係する医療・療育機関で協力し作成している「就学支援シート」について、さらなる理解・周知を図り、その活用の促進を図ります。
- 全ての子どもが、ともに育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進を図ります。また、障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設の拡充を図ります。

事業	内容	関係課
巡回相談事業	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども育成課

医療的ケア児への支援	保育所などにおいて、医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	子ども子育て支援課
------------	---	-----------

2 学齢期における支援の充実

就学後における早期の気づきと支援

- 学齢期において、学校や学童クラブ、教育支援室などで、初めて支援が必要と認識される児童・生徒への早期の気づきから支援に向けた体制の整備を図ります。
- 不登校傾向にある児童・生徒についても、関係機関や家庭と連携を図りながら、当該児童・生徒の状況を把握しつつ、発達障害などがあると思われる場合は支援に向けた働きかけを行います。

事業	内容	関係課
巡回相談事業 (再掲)	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども育成課 指導課
総合相談 (再掲)	子ども家庭支援センターが実施する総合相談内で、子どもの発達に関する課題があると思われた場合に、保護者の気づきを促すと共に適切な相談先と連携します。	子ども育成課

昭島市における特別支援教育の推進

- 昭島市における特別支援教育の推進に関しては、「第3次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき推進します。
- 「第3次昭島市特別支援教育推進計画」における基本理念は次のとおりです。
 - ・全ての学校で、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害のある児童・生徒一人一人の障害特性や実態に応じた専門的な教育を行い、児童・生徒一人一人の成長と発達を最大限に伸ばせる教育環境の整備・充実に努めます。
 - ・障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めるとともに、学校生活支援シートの作成と活用による一貫性のある支援の充実を図ります。
 - ・共生社会の実現に向け、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮し、自立と社会参加に向けて、学校関係者、保護者、地域の人々に特別支援教育への理解啓発を図ります。
- 基本理念に基づく、基本方針は以下の4つのプランです。

【プラン1 推進体制の整備】

一人一人の児童・生徒が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を構築します。

【プラン2 教育内容の充実】

全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点をもった質の高い教育を行います。

【プラン3 関係機関との連携】

就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を実現するために、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。

【プラン4 共生社会の実現】

家庭や地域との連携による特別支援教育に対する理解啓発活動を進めるとともに、全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮し、自立と社会参加に向けた共生社会の実現を目指します。

継続した相談体制の構築と情報の共有化

○要配慮児童の就学前から小学校入学につながる情報共有の仕組みや、小学校卒業から中学校入学、中学校卒業から高等学校入学につながる学校生活支援シートの引継ぎなど情報共有の仕組みを構築し、継続的な支援に向けて必要な情報の共有化を図ります。

○18歳以降の継続した支援を視野に入れ、各機関へ若者・成人期の相談場所についての情報提供を行い、市の障害福祉担当（障害福祉課）につながる情報共有の仕組みを構築します。

事業	内容	関係課
子育てサポート ファイルの推進	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	子ども育成課 指導課
相談支援事業	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課
計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課

3 関係機関との連携体制の構築

連携体制の構築

- 就学前から就学時、進学時、卒業時などの児童のライフステージの変わり目に支援が途切れないよう、児童の将来的な自立を踏まえ、各機関の連携による継続的な支援体制を構築します。
- 児童発達支援センターを中心とした、保健・医療・福祉・教育・就労などの多様な関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 関係機関の連携にあたっては、各機関が相互にその役割や活動内容について十分に理解し、情報の共有を図ります。

事業	内容	関係課
子育てサポート ファイルの推進 (再掲)	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	子ども育成課 指導課
(仮称) 地域連携 会議への支援	児童発達支援センターを中心として、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関がその役割や活動内容について相互に理解し、情報の共有を図る会議の開催について支援します。	子ども育成課

個別支援会議の開催

- 個別支援会議は、関係機関が必要に応じて保護者の同意を得て開催し、要配慮児童への適切な支援に向けた検討を行います。また、個人情報の取扱いに十分配慮した上で、児童の支援に関する要保護児童対策地域協議会との相互の連携を図ります。
- ライフステージの変わり目には、必要に応じて、保護者、本人、支援機関、在籍校の関係者などにより個別支援会議を開催し、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」を活用しながら、情報の引継ぎや支援の継続性を確保します。

事業	内容	関係課
個別支援会議の 開催	関係機関が必要に応じて、保護者の同意のもと開催し、要配慮児童への適切な支援に向けた検討を行います。	障害福祉課 健康課 子ども子育て支援課 子ども育成課 指導課

社会的・職業的自立の促進

- 中学校卒業後における高校進学・就労に向けた相談支援などの充実を図ります。
- 教育・保育施設や小学校で作成し活用している「就学支援シート」や「学校生活支援シート」について、各学校から高等学校や就労移行支援事業所などへの情報の引継ぎが行えるよう、福祉と教育が連携して支援する体制を検討します。
- 学齢期を過ぎて、学校や地域との関係が切れてひきこもり状態となっている要配慮児童について、地域での居場所づくりや人とのつながり、社会参加のきっかけづくりなどの働きかけの取組みを進めます。

事業	内容	関係課
子育てサポート ファイルの推進 (再掲)	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることにより、要配慮児童と保護者が適切で継続した支援を受けられることを目的に保護者の希望により作成します。	子ども育成課 指導課
ひきこもりなど に関する支援	ひきこもりなどで悩んでいる当事者の方や家族のほか、関係機関などからも相談を受け付け、当事者の状態・状況や家族の状況を踏まえ、当事者のニーズに基づいた支援方法を検討します。当事者の心情に寄り添う中で、相談された方と一緒に考えるとともに、「東京都ひきこもりサポートネット」とも連携し、社会参加などに向けた支援に努めます。	福祉総務課

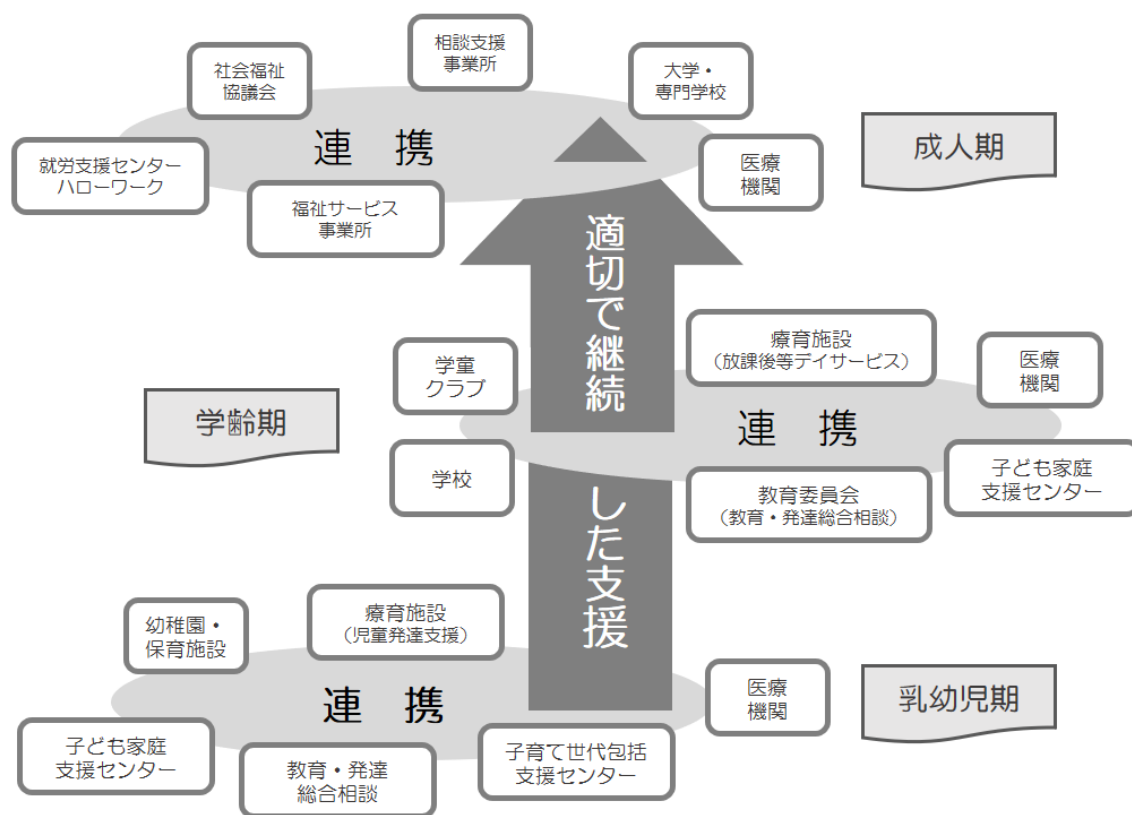
就労に向けての連携

- 一般就労及び福祉的就労へつなぐための、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図るとともに、特別支援学校の生徒やその保護者などに対して、学校在学中から就労に関する啓発に努めます。
- 中学卒業後においては、「昭島市障害者プラン」に定める障害のある人の就労支援に向けた各種サービスを通じ、就労に向けた包括的な支援を行います。
- 社会的な自立に向けた相談支援の充実や、「あきしま就職情報室」などの紹介及び就労に向けた情報提供を行います。

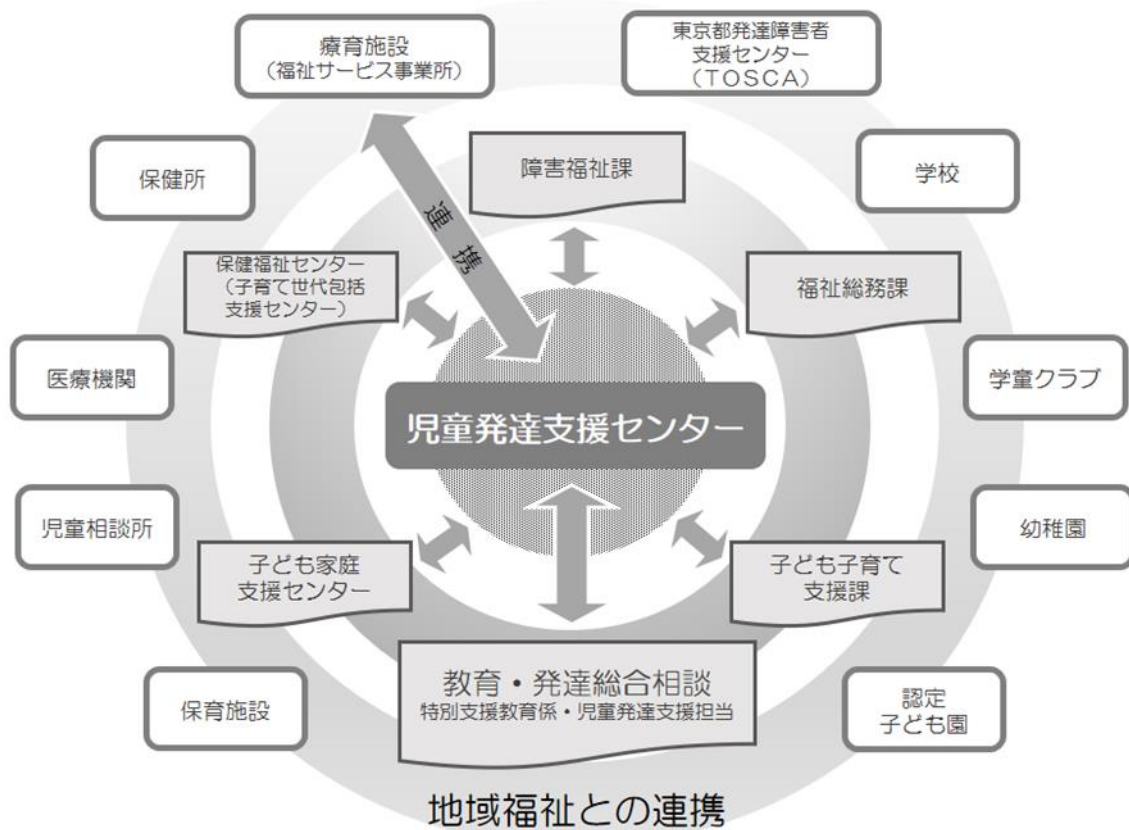
事業	内容	関係課
障害者就労支援 事業	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して継続的に働き続けられるようにするために、関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課

就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。	障害福祉課
就労継続支援 (A型・雇用型)	一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て、一般就労に移行した方が、就労環境などの変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言などを行います。	障害福祉課

連携体制のイメージ



児童発達支援センターと地域の連携体制



4 保護者への支援体制の整備と充実

相談体制の充実と支援の周知

- 子どもの発達についての不安や悩みのある保護者からの相談について、専門的な立場から支援を行います。
- 育児やライフステージの変わり目で、要配慮児童の保護者が感じる不安や負担感が軽減するような支援を行います。
- 要配慮児童の保護者が、子どもの特性について前向きに捉えることができるよう支援を行います。
- 要配慮児童の家族が抱える悩みや不安について、同じ立場にある者同士が共感し寄り添うことができる場を作ります。
- 保護者が、子育ての悩みやストレスを抱えている場合など、支援が必要な保護者については、必要に応じて、適切な専門機関へ相談をつなげます。

事業	内容	関係課
教育・発達総合相談	特別な配慮が必要と思われる子どもに関する保護者からの相談、関係機関からの相談・支援を行うため、教育部門と福祉部門が一体となった相談窓口を設置し、0歳から義務教育修了後18歳までの適切で継続した相談・支援を行います。	子ども育成課 指導課
子育てサポートファイルの推進（再掲）	要配慮児童の発達の様子やこれまで受けてきた支援の情報を記録し、ライフステージの変わり目に児童の支援情報が途切れることなく引き継がれ、関係機関が情報を共有し連携を図ることができるファイルを利用することにより、保護者が児童の様子を何度も説明することによる負担を軽減させます。	子ども育成課 指導課
就学支援シートの充実	幼稚園、保育所での幼児の様子や進めてきた指導などについて小学校に引き継ぎ、就学に伴う保護者の不安感の軽減及び円滑な支援体制の構築ができるよう、就学支援シートの活用を充実します。	指導課
要配慮児童一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが困難となった要配慮児童を一時的に預かることで、要配慮児童及びその保護者の福祉の向上に努めます。	子ども育成課
親子発達支援事業	小集団の子どもとその保護者での活動や遊びを通し、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもの心身の発達を促すとともに、その保護者が子どもの発達の状態や障害特性に早期に気づき、子どもの成長発達を促す関わり方や環境の配慮を学ぶことにより、子どもを適切な療育・支援につなげます。	子ども育成課
児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課

保護者相互の交流の促進

○子どもの発達についての不安や悩みのある保護者に対しては、相談や助言など、継続的な支援を行うとともに、地域で孤立することのないように保護者相互の交流の場を確保します。

事業	内容	関係課
サロンの開催	発達について特別な配慮が必要と思われる児童の保護者同士が、不安や悩みを分かち合い、交流をすることで子どもの特性や成長について前向きに捉えることができるような集いの場を提供します。	子ども育成課

5 要配慮児童を取り巻く環境の整備

理解・啓発

- 子育て中の保護者が発達障害に関する知識や情報を得ることが、要配慮状態の「気づき」につながることから、教育・保育施設や小学校などの保護者に焦点をあてた障害に対する理解と啓発に努めます。
- 要配慮児童や保護者が、生涯を通じて、社会の様々な営みに参加し、安心して地域生活を営むことができるよう、発達障害などについての社会一般に対する理解・啓発を推進し、ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会、ソーシャルインクルージョンの実現を図ります。

事業	内容	関係課
特別支援教育・児童の発達支援に関する講演会	児童の発達支援に関する様々な知識や情報を講演会を通じて市民に啓発します。	子ども育成課 指導課
発達障害などに関する啓発事業（再掲）	動画配信、パンフレット、広報、SNSなど様々な媒体を通じ、発達障害などに関する知識を広めます。	子ども育成課

人材育成

- 教育・保育施設、学校、学童クラブ、障害児通所支援事業所などの児童に直接携わる機関の職員研修を実施するなど、要配慮児童の特性や支援方法に関する理解を深め、人材育成を図ります。
- これらの機関の人材育成に合わせ、職員がケースに応じて、保護者への適切な情報提供や専門的な機関への相談や紹介ができるように、職員への支援の充実に努めます。

事業	内容	関係課
障害児通所支援事業所との情報共有体制の構築	児童発達支援センターが中核となり、研修などを通じて児童の発達支援に関すること及び市の事業や連携体制について、障害児通所支援事業所へ周知・啓発を実施します。	子ども育成課
機関の職員に対する研修	要配慮児童の特性や支援方法に関する理解を深めるための研修を実施します。	子ども子育て支援課 子ども育成課
特別支援学級での研修	各学校でテーマを設定し通常の学級における特別支援教育を推進するための具体的な手だてに係る研修を行います。また、知的固定学級部会と情緒障害学級部会ごとに、研究授業や協議会などを定期的を開催します。	指導課
巡回相談事業（再掲）	公認心理師・臨床心理士などが、児童の支援を実施する機関の相談を受け、その課題に即して、発達の観点からのアセスメントと、関わり方や環境設定について助言を行います。	子ども育成課

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画推進の考え方

計画で定めた児童の発達支援に関する施策を推進していくために、本計画の目的や取組内容について、市民や各機関などに対して広く公表するとともに、その趣旨の周知徹底に努め、市民や各機関の児童の発達支援に対する理解を深めます。そして、市民や各機関がそれぞれの役割に基づき主体的に児童の発達支援に関する施策に取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づいて継続的な改善に取り組みます。本計画では、計画策定から3年後に「(仮称) 児童発達支援計画庁内推進委員会」において、各事業の実施状況、課題点を確認し、学識経験者と公募委員からなる「(仮称) 児童発達支援計画推進委員会」において外部評価を実施します。この結果についてホームページなどを活用し、本計画に基づく施策や事業の進捗状況を広く公表します。

PDCA サイクルによる進行管理

